

令和3年度 第41次宇都宮市住居表示等審議会（第4回）会議録

- 1 日時 令和4年2月8日（火曜日）午前9時30分
- 2 場所 宇都宮市教育センター コミュニティホール
- 3 出席者 篠崎茂雄委員，柿沼賢委員，杉山豊委員，渋谷崇広委員，
國安雅史委員，木村由美子委員，豊田賢治委員，相澤哲夫委員，
小野義一委員，井野康資委員，竹内律委員
- 4 欠席者 伊澤恵子委員，山崎一生委員
- 幹事 石川東部区画整理事業課長
- 事務局 鈴木市民まちづくり部長，會澤市民まちづくり部次長，
鈴木市民まちづくり部副参事，田代市民課長，館野市民課長補佐，
清水市民課企画グループ係長，久保井市民課企画グループ総括，
田崎市民課企画グループ主任主事
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 1名
- 7 議事 (1) 修正案について
(2) 区域内住民への周知について
(3) 今後のスケジュール

【開会】午前9時30分

(1) 修正案について

会長

それでは，本日の議事である「(1) 修正案について」審議する。

町の区域案，町の名称案及び所管事務所案の修正案については，第3回審議会後，事務局より関係自治会と調整を図り作成したので，修正案の内容について事務局より説明をお願いしたい。

事務局

それでは，「1 修正案について」だが，アンケート調査や区域内住民説明会などのご意見を踏まえ，関係する自治会の方々と調整を図りながら町の区域，名称及び所管事務所の修正案を作成した。

修正案作成における考え方だが，「町の区域案」については，3つの考え方に基づきながら調整した。

1つ目だが，「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づきながら，産業通りや宇大東南通りの都市計画道路や区画道路，公園などの恒久的な施設で町の区域を定めることとした。

平松ひかりヶ丘自治会から街区の内側に町の境界を設けてほしい旨の要望があったが，これまで市内の住居表示実施区域内においては，側溝や高低差のある所に造られた擁壁などで町の境界を定めた事例はあったが，土地区画整理事業区域内においては，道路や公園などの恒久的な施設で町の区域を定めており，街区内で町の境界を定めた事例はないことや，第3回審議会で，審議会委

員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今回の宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業区域内も同様に街区内で町の境界は定めないこととした。

2つ目だが、「平松本町」と「東峰町」の一部境界については、アンケート調査で最も多く支持された当初区域案2を基に、8mの区画道路で町の区域を定めながら、現在の町の境界になるべく合わせた町の区域とすることとした。

ただし、一部街区については、地域の実態に応じ、「平松●丁目」の区域に含めた町の区域とした。

3つ目だが、産業通り東側の「平松本町」については、平松ひかりヶ丘自治会と平松本町第一自治会の境界になるべく合わせた町の区域とすることとした。

次に「町の名称案」については、地域に親しみがあり、わかりやすい町名にするため、「平松1～4丁目」、「東峰1・2丁目」とすることとした。

最後に「所管事務所案」については、現在の所管事務所の区域に合わせることとし、「平松1～4丁目」については、主に現在の「平松本町」であることから、「横川地区市民センター」、「東峰1・2丁目」については、主に現在の「東峰町」であることから、「平石地区市民センター」とした。

以上の事務局における修正案作成における考え方を基に、関係する自治会の方々と調整を図った結果、町の区域案、名称案及び所管事務所案については、[資料1](#)、[資料2](#)のとおりとなった。

始めに[資料1](#)だが、先ほどご説明した「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づき、道路や公園など恒久的な施設をもって定めてきたところである。

まず、町の区域案だが、色分けしている青、赤、水色の区域については、これまでと変わらず都市計画道路である産業通りや宇大東南通りを町の境界とするものとなっている。

次に、ピンク、緑、黄色の区域だが、境界北側については、当初区域案2を基に、8mの区画道路で町の区域を定めることとした。

一部、区画道路北側の街区を入れた町の区域となっているが、こちらは、平松ひかりヶ丘自治会から強い要望があったところであったので、地域の実態に応じて街区周辺の区画道路を町の境界とし、緑色の区域に含めた町の区域とした。

なお、ひかりヶ丘自治会からの要望内容については、前回の第3回資料をご参照願いたい。

続く境界東側だが、こちらは当初区域案3の考え方を基に、現在の町の境界になるべく合わせるよう、東峰おひさま公園周辺の区画道路を町の境界とした。

最後に境界南側だが、こちらも平松ひかりヶ丘自治会からの要望にあったとおり、平松本町第一自治会と平松ひかりヶ丘自治会の境界に合わせた町の区域となっている。

以上が町の区域の修正案である。

続いて、町の名称案だが、当初案では 公園名に合わせて「平松台●丁目」、「東峰●丁目」としていたが、地域に親しみがあり、分かりやすい町名とするため、「平松 1～4丁目」、「東峰 1・2丁目」とした。

なお、「平松 4丁目」については、当初区域案 2 では「東峰●丁目」としていたが、今回の修正案で町の区域が変更したことに伴い、「平松本町」が町の面積の大半を占めることとなることから、「東峰」ではなく「平松」とした。

続いて、所管事務所案について、[資料 2](#) をご覧いただきたい。

所管事務所案については、平松ひかりヶ丘自治会から「宇都宮市役所」としてほしい旨、要望をいただいたところではあるが、こちらについては、現在の所管事務所の区域に合わせ、「平松 1～4丁目」を現在の「平松本町」と同様に「横川地区市民センター」、「東峰 1・2丁目」を現在の「東峰町」と同様に「平石地区市民センター」とさせていただいた。

以上が修正案の内容となっているが、町の区域案については、街区内で町の区域を定めないことにより、「平松本町」から「東峰 1丁目」になる方や「東峰町」から「平松 4丁目」になる方が出ている。

平松ひかりヶ丘自治会長の井野委員から、「平松本町」から「東峰 1丁目」になる 8戸の方を対象に説明会を開催してほしい旨、依頼があったことから、井野委員同席のもと、今月 3日と 4日に説明会を開催した。

説明会では、先ほど議事の(1)の説明と同様に、町の区域については、修正案作成に至る経緯や、「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づきながら、都市計画道路や区画道路、公園などの恒久的な施設等で定めることとし、街区内で町の境界は定めないことを説明したが、今までどおりの町の境界を新たな町の区域としてほしいとのご意見や、町名が「東峰」になることについては反対などのご意見をいただいた。

なお、今回の修正案を第 4回審議会で諮り、審議することについてはご説明させていただいた。

以上で修正案についての説明を終わりにする。

会 長

このことについて、委員の皆様からご意見等あったら、挙手にてお願いしたい。

委 員

この度、審議会を延期し、案を再度検討していただいたこと、また、第 4回審議会に向けて関係自治会において配慮いただいたことについて深く感謝申し上げます。

私どもの当初の要望としては地域との実態とあまりにもかけ離れているということで、自治会区域を基本として調整をし直してほしい旨、第 3回審議会でもお伝えしたところである。残念ながら、街区内での町の境界を設けることができなかった 3つの街区の方々には、説明をしてきたところではあるが、納得できないということで回答はいただいていることは、この場でもお伝えしたい。3つの街区に 8世帯いるが、その内 2名は了承をいただいたが、残りの 6世帯については、反対しており、自治会も変わらないといけないのかと話して

いる状況であることを事務局の説明に付け加えさせてほしい。

井野委員より、地元の状況について説明いただいたが、他に質問はないか。

会長 それでは、町の区域案、町の名称案及び所管事務所案については、修正案を当審議会の案とすることとしてよろしいか。

全委員 異議なし

会長 異議なしということで、修正案を当審議会の案とすることとする。

(2) 区域内住民への周知について

会長 それでは、「(2) 区域内住民への周知について」審議する。

事務局 修正案については、関係自治会との調整を経て作成されたわけだが、当該区域内の住民への周知について、事務局より説明をお願いしたい。

会長 それでは、区域内住民への周知について説明する。

事務局 今回の修正案については、関係自治会の方々と調整を図りながら作成したところであるので、修正案の内容については、アンケート調査は実施せず、お知らせという形で送付し住民あて周知したいと考えている。

会長 お知らせの送付時期と方法だが、第4回審議会後の今月中旬に事務局よりお知らせを各世帯にポスティングすることを予定している。

事務局 なお、区域外にお住まいの権利者については、郵送を予定している。

会長 次に対象者だが、こちらは前回のアンケート調査同様に、当該区域にお住まいの世帯、法人、権利者とする。

事務局 内容については、町の区域案、名称案及び所管事務所案と今後のスケジュールのほか、参考に昨年実施したアンケート調査や区域内住民説明会等の結果についてお知らせを予定している。

会長 それでは、お知らせの内容については、**資料3**をご覧ください。

事務局 はじめに、お知らせ1枚目については、先ほど**資料1**・**資料2**で説明した修正案の考え方を記載したものとなっている。

会長 裏面には審議会案を市長へ答申するところから、令和5年度の住居表示実施までの今後のスケジュールについて記載している。

事務局 続いて、2枚目だが、**別紙図面**として町の区域案、名称案について図面でお示ししたものとなっている。

会長 3枚目については、参考として昨年実施したアンケート調査結果や、区域内住民説明会及び平松ひかりヶ丘自治会からの要望書の提出について記載している。

事務局 内容については、これまでの審議会で報告しているため、省略させていただく。

会長 以上、3枚を区域内住民あてポスティング、郵送し、周知をしたいと考えている。

事務局 周知方法について何かご意見等あれば、挙手にてお願いしたい。

会長 意見等ないため区域内住民への周知については、そのように実施する。

(3) 今後のスケジュール

会 長
事務局

次に「(3) 今後のスケジュール」について、事務局より説明願いたい。
それでは、今後のスケジュールについて説明する。[資料4](#)をご覧ください。

はじめに①だが、先ほど説明したとおり、第4回審議会後に区域内にお住まいの世帯、法人、権利者に対して修正案の内容についてお知らせを送付する。

次に②だが、お知らせの送付後、3月中旬に第5回審議会を開催し、事務局より作成した答申案について審議をお願いしたいと考えている。

最後③だが、第5回審議会では答申案がまとまり次第、3月下旬に市へ答申を行う。

なお、当日の出席者については、会長、両副会長の3名のご出席をお願いしたいと考えている。

以上の①から③までが当審議会の役割となっているが、参考に、答申後の流れについても説明する。

④だが、町の区域案及び名称案について答申後、内容について公示する。

期間中に、異議がある場合は、住居表示に関する法律に基づき、50人以上の連署をもって変更請求が可能となっている。

次に⑤だが、公示後、市議会に町の区域案及び名称案について上程する。変更請求が提出された場合については、公聴会を実施し、変更請求を出された方から意見を聴取することになる。

最後⑥だが、町の区域案及び名称案について議決後、令和5年度の換地処分翌日に住居表示を実施し、新しい町の区域及び名称になる。

以上で、今後のスケジュールについて説明を終わりにする

会 長

このことについて、委員の皆様からご意見等あったら、挙手にてお願いしたい。

意見等ないため、次に移る。

「3 その他」だが、何かご意見等あるか。

意見等ないようなので、以上をもって、本日全ての日程を終了し、閉会とする。

【閉 会】午前10時00分